

RIETI Policy Analysis Paper No.2

年金制度に関する二つの誤解

はじめに

世代間の不公平論と年金純債務に関わる誤解

若い世代については給付が拠出を下回るという誤解

「数理的公正」確保の必要性

おわりに

平成17年4月
独立行政法人
経済産業研究所
研究所長 吉富 勝
研究調整ディレクター 細谷 祐二

(研究所長 吉富 勝 責任編集)

本ペーパーは必ずしも経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

要 旨

日本の公的年金については、二つのよく聞かれる議論がある。第一は、世代間の不公平であり、高齢者世代が受けとる年金給付額はこれらの世代が支払う拠出保険料よりも多く、給付 / 拠出の比率が高いが、若い世代になればなるほど、この給付 / 拠出の比率が低下していくという議論である。第二は、若い世代の給付 / 拠出の比率が 1 を割るため、若い世代による保険料拠出のインセンティブは低下し、年金制度が破綻してしまうという議論である。

本稿は、この二つの問題によくみられる基本的な誤解に焦点を絞って論じる。第一の世代間の不公平問題については、賦課方式の年金制度を採用すると、程度の差こそあれ、どこの国でも発生する必然的な問題であり、これと関連してよく議論される年金純債務は隠れ国債と同じだという議論が正しくないことを明らかにする。第二の若い世代の給付 / 拠出の比率が 1 を割るという議論は、2004 年度の年金制度の改革ではモデル世帯（夫と専業主婦の妻の世帯）を見る限り、生涯保険料 = 生涯給付の等号が成り立っている。すなわち保険料拠出総額の割引現在価値と年金給付総額の割引現在価値が等価となるという「数理的公正」が保たれているという事実を無視している。

こうしたよくみられる誤解をただしていくと、今後の我が国の年金制度の在り方を考える上で必要な二つの基本的視点が明らかとなる。第一は、毎年のフローの年金財政を均衡させることである。これによって年金制度の持続可能性への信頼が確保される。しかし団塊世代の引退のように人口構成の変動が大きい場合、フローの均衡を助けるために、賦課方式の下でも一定の積立金を残しておくことが必要である。第二は、個々人の年金について可能な限り「数理的公正」を確保することである。なぜなら、保険料負担が必ず年金給付として戻ってくるのであれば、保険料は個々人の貯蓄に近いものとして認識され、労働供給など資源配分の効率性に悪影響を与えない可能性が高いからである。これに対して、保険料負担が年金給付として十分に戻ってこない保険料は税として各個人に認識され、日本の経済社会の活力が失われるなどさまざまな悪影響が生じる可能性があるということである。したがって、「国民負担率」の概念についても、国民負担を税と保険料負担の合計値としてとらえることは、賦課方式の下でも数理的公正が保たれる制度改革を行うと、必ずしも正しくなくなってくる。

はじめに

日本の公的年金については、次の二点が最もよく議論される。第一は年金制度が世代間で不公平を生み出しているという議論だ。今日の団塊世代や高齢化世代が受けとる年金給付額はこれらの世代が支払う拠出保険料よりも多く、給付／拠出の比率が高いが、若い世代になればなるほど、この給付／拠出の比率が低下していく。これは世代間で不公平な年金制度ではないかという議論である。第二は、若い世代の給付／拠出の比率が1を割るため、若い世代による保険料拠出のインセンティブは低下し、年金制度が破綻してしまうという議論である。

第一と第二の議論は一見似ているが、内容的には質が違う。第一の論点（給付／拠出の比率が若い世代になるほど低下していくという世代間の不公平論）は、若い世代の給付／拠出の比率が1を割り込まなくとも成り立つ。しかし第二の論点は、若い世代の給付／拠出の比率が1を割るので年金の「数理的公正（actuarial fairness）」が保たれていない、という問題である。数理的公正が保たれているとは、簡単にいえば一個人の拠出額と給付額が等しく、その個人からみれば払った掛金が適当な利回りを伴った給付として必ず戻ってくるということである。

本稿は、この二つの問題によくみられる基本的な誤解に絞ってただしていく。第一の世代間の不公平問題については、賦課方式の年金制度を採用すると、程度の差こそあれ、どこの国でも発生する必然的な問題であり、これと関連してよく議論される年金純債務は隠れ国債と同じだという議論が正しくないことを明らかにする。第二の若い世代の給付／拠出の比率が1を割るという議論は、2004年度の年金制度の改革ではモデル世帯（夫と専業主婦の妻の世帯）を見る限り「数理的公正」が保たれているという事実を無視している。だから日本の年金制度問題の焦点の一つは、モデル世帯以外にもいかに数理的公正を保つかにあることを明らかにする。

世代間の不公平論と年金純債務に関わる誤解

1．世代間の不公平

日本の公的年金制度には、給付／拠出の比率でみたとき世代間格差が存在する。2004年度の公的年金制度改革の前提となっている厚生労働省の平成16年財政再計算に基づき同省が試算した基礎年金を含む厚生年金について、給付／

拠出の比率¹をみると、夫と専業主婦の妻というモデル世帯の場合、平成 17 年における年齢が 70 歳で 3.2 倍、60 歳で 1.9 倍、50 歳で 1.5 倍であるのに対し、20 歳以下は 1.15 倍となっている（下表参照）。こうした世代間の格差の大きな要因は基本的に二つある。一つは、1945 年生まれ以降の世代については年金加入期間が 20 歳以降 60 歳まで 40 年間と想定されているのに対し、現在の年金受給世代の高齢者の年金加入期間は、高齢であればあるほど、これよりも短いことである。二つはこれまで年間保険料率（保険料 / 賃金の比率）が段階的に引き上げられてきたこともあって、現在（2005 年度）や今後上げが予定されている保険料率に比べて低率・低額であったことにある。

厚生年金(基礎年金を含む)の世代間における給付と負担の関係(モデル世帯のケース) - 平成16年財政再計算 -

年度	1935年生まれ(2005年70歳) [2000年度 時点で換 算]	1945年生まれ(2005年60歳) [2010年度 時点で換 算]	1955年生まれ(2005年50歳) [2020年度 時点で換 算]	1965年生まれ(2005年40歳) [2030年度 時点で換 算]	1975年生まれ(2005年30歳) [2040年度 時点で換 算]	1985年生まれ(2005年20歳) [2050年度 時点で換 算]	1995年生まれ(2005年10歳) [2060年度 時点で換 算]	2005年生まれ(2005年0歳) [2070年度 時点で換 算]
保険料負担額	1,360万円	2,400万円	3,800万円	5,600万円	7,800万円	10,200万円	13,000万円	16,000万円
年金給付額	4,400万円	4,500万円	5,600万円	7,600万円	9,600万円	12,000万円	14,900万円	18,300万円
給付/拠出の比率	3.2倍	1.9倍	1.5倍	1.35倍	1.2倍	1.15倍	1.15倍	1.15倍

(注)

1 保険料負担のほかに、税負担のうち年金給付に充てられる分(国庫負担分)があることに留意が必要である。基礎年金国庫負担割合は、平成21(2009)年度2分の1完成、平成16(2004)～20(2008)年度は年金課税の適正化(65歳以降の公的年金等控除の縮小、老齢者控除の廃止)による増収分程度の引上げを前提に算出。

2 設定は以下の通り。夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入(平均標準報酬月額36.0万円)し、妻はその間専業主婦という加入歴をもつ同年齢夫婦について、それぞれ60歳時点の平均余命まで生存したとして、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて年金受給額を計算。(保険料負担額や年金給付額を手取り賃金上昇率を用いて、65歳時点の価格に換算して比較。)なお、1935年生まれの者については、その90%の期間のみの加入としている。

3 人口推計、経済前提等については、平成16年財政再計算に準拠(合計特殊出生率は「日本の将来推計人口(平成14年1月)」の中位推計に基づき2000年実績の1.36から2050年には1.39に上昇)。

4 「給付 / 拠出の比率」について、分母の拠出は本人と事業主双方の負担分(ちょうど折半)の合計をとっている。

5 支給開始年齢を65歳に統一するため、1935年から1955年生まれの世代については、年金給付額は65歳以降分としている。

【出所:厚生労働省 2004年】

しかし、こうした給付 / 拠出の比率でみた世代間の不公平は、賦課方式の年金を採用することにより、必ず発生する。賦課方式とは、現役世代から保険料を徴収しそれを高齢世代に支給する年金制度である。その制度発足の直後やそ

¹ 保険料負担は本人負担分と事業主負担分の折半となっている。事業主負担分は企業側からみれば人件費であり、年金保険料負担はその分賃金に上乗せして支払ったのと同じであり、それがなければ賃金として本人に支払われたはずだということで、経済学的に意味のある「給付 / 拠出の比率」は、本人と事業主双方の負担分の合計に対する年金給付額の比率をとるべきだとされ、本レポートもこの比率を採用する。したがって、拠出に見合った、あるいはそれ以上の給付が受けられる場合には、この比率が1を上回ることになる。なお、厚生労働省の公表している「負担給付倍率」は年金給付額の本人負担分保険料拠出額に対する比率であり、ここでの数字の2倍となっている。

れから間もない時期に年金を受給する世代は、保険料の払い込み期間が短く、保険料の額も低い。特に既に高齢者であり制度発足と同時に受給資格を得た世代（以下「第一世代」という）は負担なしで、あるいは低い負担で給付を受けることになる。

第一世代のバランスシートをこの公的年金だけにしぼってみると、資産としては年金受給額があるが、負債側には保険料負担が全くないか、ごくわずかである。そのため、制度発足間もない時期の国の年金制度のバランスシートはその逆で、資産としての第一世代に見合う保険料が全くないかわずかであるのに対し、負債は第一世代への年金支払い分だけ存在し、それ故に“legacy debt”と呼ばれる「年金純債務」が発生することになる。

別の言い方をすれば、公的年金制度が存在しなかった昔、私的な負担として行われてきた家族内の高齢者に対する扶助を、賦課方式の年金制度を創設し、核家族化の下、多くの働く人々で高齢者を扶助するという公的制度で代替することにより発生したものである。このため、この年金純債務は、“legacy debt（過去から受け継いだ負債）”、あるいは「過去債務」と呼ばれるのである²。

2．賦課方式の下で必ず発生する年金純債務

上述したことをより正確に定式化し、年金純債務の概念をより明確にしておこう。

まず年金純債務を定義しよう。

それには、「完全な積立方式」で運営されている公的年金と比較すると分かりやすい。年金制度は大きく、「賦課方式（pay-as-you-go (PAYG) system）」と「積立方式（funded system）」に分けられる。純粋な積立方式の下では、現役世代の保険料総額の割引現在価値とその世代が将来受け取る年金受給総額の割引現在価値（年金資産：pension wealth）が等しい。数理的公正（actuarial fairness）が確保され、世代間の所得再分配効果がない。完全な積立方式の下では、各個人は自ら払い込んだ保険料に見合った年金を受けとる。それぞれの時点で、各個人のバランスシートからみると、それまでに払い込んできた保険料残高に対応する年金の積立金が存在する。

これを公的年金を運営する国の立場からすると、個人から見たこの積立金は

² このように年金純債務は、賦課方式を導入すれば必然的に発生する。これを避けようとするならば、賦課方式でなく積立方式を採用し、十分な積立てを有しないで高齢者となった人に生活するのに十分ではない年金を給付するか、その人たちを扶助するために現役世代がその分負担せざるを得なくなる。高山（2004），pp.173-174 では、年金制度導入に当たり、多くの場合、賦課方式が採用され、積立方式が採用されない理由の一つとして、積立方式を白地で導入する場合、制度創設時の青年層は自らの積立保険料と従来通りの家族内の対高齢者扶助の「二重の負担」を強いられることを挙げている。

将来に支払い義務を持つ債務残高となる。そこで、

$$\text{個人の積立金残高合計} = \text{国の年金債務残高}$$

という関係が成立する。この場合の積立額を「完全積立金」という。

しかし、何らかの理由で実際の積立金が完全積立金を下回る場合に、その差額を「年金純債務」といい、

$$\begin{aligned} \text{年金純債務} &= \text{完全積立金} - \text{実際の積立金} \\ &= \text{年金債務残高} - \text{実際の積立金} \end{aligned}$$

となる。ここで、個人の積立金残高や国の年金債務残高は、正確に言うと、拠出された保険料合計の「割引現在価値」である。この割引現在価値を決定するのは、一つには保険料の年々の拠出金額であり、もう一つは割引率である。この概念を使うと年金純債務は、「将来の年金給付予定額の割引現在価値」に対する「過去に拠出された保険料によって生じた実際の積立額」の不足分となる。なおこの「割引率」の重要性については後述する。

「賦課方式」で年金を開始した場合、既述のように初期の年金受給世代は払い込んだ保険料以上に年金を受給することになる。しかし、こうしたことが仮に「完全な積立方式」の下で生じれば、この初期の世代には積立金もないのに年金を支払っているため、この支払い超過分だけ（架空の完全積立金が減少し）年金純債務が発生するとみることができる³。換言すると、この年金純債務は、「積立方式」の下でのみ年金の支給に資金不足を生じさせ直ちに実害を与えるが、「賦課方式」の下ではそうした実害は発生しないのである。

3 . 隠れ国債論の誤解

以上のような理由で賦課方式の下でいわば必然的に発生する過去債務であるが、これを問題視し、一種の「隠れ国債」であるとする議論がみられる⁴。

³ 先の表でみるとおり平成 16 年財政再計算に基づく厚生労働省の試算によると、給付 / 拠出の比率はモデル世帯で 1985 年生まれ以降の世代は 1.15 とほぼ 1 に近づいている。しかし、世代を遡るほど 1 を大きく上回る。こうした各世代で年金給付が拠出を上回る分は、完全積立方式の場合と比べ支払い超過を生じさせ架空の完全積立金を減少させ、年金純債務をその分増やしていることになる。このように年金純債務は、世代別にみると、制度発足時に受給資格を既に持っていた第一世代だけでなく、現役世代であっても給付が拠出を上回る世代からも発生することになる。

⁴ 例えば、高山（2004, pp.6-9）は、厚生年金のバランスシートで、今後支払い義務のある年金給付を「給付債務」とし、過去拠出保険料に対応する給付債務について、これと現在の積立金と国庫負担金の合計との差を過去拠出対応部分の「債務超過額」と呼び、2000 年 3 月末時点で総額は 450 兆円にのぼるとしている。また国民年金なども加えた公的年金全体では同時点で 600 兆円弱の債務超過があり、「隠れ国債」ともいうべきものであるとしている。そして、「日本の公的年金における最大の懸案は、この隠れ国債をどう償還していくのか、すなわち過去の保険料拠出によって支払いを約束し

こうした隠れ国債論の大きな問題点は、賦課方式の下で必ず発生する年金純債務を国の財政赤字と同列視していることである。国の財政赤字の場合は、年々のフローの歳入と歳出の不均衡（赤字）が国債残高として積み上がる。これに対し、賦課方式の年金の場合は、現役の世代が拠出する保険料で高齢世代への年金給付に当てるので、毎年の年金財政をフローで見ると、年金収支は基本的に均衡している。それにもかかわらず、上記の年金純債務が発生する。このようにフロー（年々の収支）とストック（債務残高）の違いをみただけでも、両者の債務の性格には基本的な相違があることがわかるであろう。

それでは、「年金純債務」は基本的に問題ないのであるだろうか。賦課方式においては、今述べたように原則として年々の保険料と給付額は等しくフローでは均衡する。賦課方式を例えば2004年度の改革のようにおよそ100年間継続させ、その下で100年間のフローを均衡させていけば、legacy debt はそのまま100年間持ち越される。仮に100年後に賦課方式の年金制度を廃止するということになれば、100年後の人たちがその時点で精算のための負担を負うこととなる。

したがって、そうした清算は行わず、賦課方式を維持可能（sustainable）にする条件を満たすことこそ最も重要な政策課題である。そう考えてくると、本当に問題にすべきは、将来の給付支払いと将来の保険料収入が均衡しない場合である。例えば、少子高齢化の進展に伴い「年金扶養比率」（1人の年金受給者を何人の被保険者で支えているかを示す年金受給者数 / 保険料負担者数の比率）が上昇し、年々のフローの年金収支がマイナスとなり年金財政が悪化するという場合である。

しかし、世代毎の人口の変動が非常に激しい場合（例えば、団塊世代の引退など）、年金財政の年々の均衡を保つには、賦課方式の下でも積立金が必要なことがわかる。日本の場合、現在、過去の年金収支がプラスであったことにより⁵、約5年分の給付額に相当する積立金を持っている。このようなバッファを備えることにより、賦課方式の年金は、過去の保険料の納付に対応する将来の給付の財源を将来の保険料収入によってまかなうことが基本的に約束された制度であるということが出来る。

このため2004年度の年金制度改革には、二つの政策が考えられている。一つは積立金の活用、二つはマクロ経済スライド制の導入である。前者については、平成16年財政再計算によると、現在ある5年分の積立金の取り崩しを行

てきた年金給付のうち財源手当てをしてこなかった部分の穴うめをこれからどうするのか、という点にある。」と指摘している。

⁵ 戦後の賦課方式による年金制度において、当時の所得代替率、保険料率の下で、年金受給者数に比べ保険料拠出者数が多く、結果として年々の年金収支がプラスを続けてきたことによる。

っていくことになっている。今後 100 年程度の期間について、給付と負担の均衡を図り（「有限均衡方式」）、最終年度（2099 年度）には積立金水準の目標を給付総額の 1 年分程度となるようにしている。後者のマクロ経済スライド制とは、今後大きく上昇する年金扶養比率の下で現役世代の負担を軽くするため、物価スライド制を調整する形で年金受給を減らしていくことである。具体的にはその調整は二つの部分からなる。一つは、保険料納付者数の減少率に応じた調整（平均で年 0.6%程度）、二つは平均余命の延びによる給付費総額の増大を勘案した調整（平均で年 0.3%程度）である。合計の年 0.9%程度を、団塊世代の年金受給に伴い年金受給者数のピークが続く 2005 年度～23 年度の間、物価スライド分の年金給付額の調整から減らすことになっている⁶。

若い世代については給付が拠出を下回るという誤解

1. 若い世代の給付と拠出に関する誤解

既に触れたとおり、2004 年度の公的年金制度改革の前提となっている厚生労働省の平成 16 年財政再計算に基づき同省が試算した基礎年金を含む厚生年金について給付 / 拠出の比率をみると、夫と専業主婦の妻というモデル世帯の場合、現在年齢が 20 歳以下であっても 1.15 倍となっている。

ここから明らかなおと、2004 年度の公的年金制度改革においては、厚生労働省によれば、現在の年齢が 20 歳以下の若い世代についても、給付 / 拠出の比率は 1 を上回っており、保険料の支払い以上の年金給付が得られることになっている。

生涯保険料 = 生涯給付の等号が成り立つ、すなわち保険料拠出総額の割引現在価値と年金給付総額の割引現在価値が等価となることを、数理的公正（actuarial fairness）が保たれているという。その意味で、厚生労働省の試算では若い世代についても、夫と専業主婦の妻というモデル世帯では、数理的公正は確保されているということが出来る。したがって、若い世代は払った保険料分の年金の受け取りはできないと決めつけることは、一種の誤解であるということが出来る。

それなのになぜそうした誤解が強いのだろうか。

⁶ マクロ経済スライド制は現役世代にも別の形で適用される。報酬比例年金の算定の基準となるのは、年金受給時点における現役時代の賃金の割引現在価値である。その際、割引率として通常一人当たり賃金上昇率を用いている。しかし、2004 年度年金制度改革では、団塊世代の年金受給に伴い年金受給者数のピークが続く 2005 年度～23 年度の間については、マクロ経済スライド制として一人当たり賃金上昇率から年 0.9%程度を減じた割引率を適用することとした。これにより、現役世代の賃金の割引現在価値がその分小さくなり報酬比例部分の年金給付額も減ることとなる。

いくつかの研究では、2004年度改革を前提としつつ、独自の仮定において同様の試算を行っている。この中には、例えば、高山（2004）⁷のように現在20歳以下の世代については、給付／拠出の比率がモデル世帯で0.8と1を下回る、すなわち年金給付額が保険料負担額を下回るという試算もみられる。

それでは、こうした研究と厚生労働省の計算との間に大きな差が出てくるのは何に原因があるのだろうか。基本的な原因は、割引現在価値を導き出す時の「割引率」の違いである。

年金給付額などの65歳時点の時価換算に用いる割引率について、厚生労働省の平成16年財政再計算においては一人当たり賃金上昇率（年率2.1%）を用いているのに対し、高山（2004）はそれより高い年金運用利回り（年率3.2%）を用いている。

こうした割引率の違いは、割引現在価値を大きく左右する。とりわけ年金の場合には、保険料納付の期間が45年と年金受給期間20年の2倍以上もある。年金受給開始年での保険料拠出総額の割引現在価値は元利合計であり、年金受給額の割引現在価値は将来の年金給付の割引値である。したがって、割引率の値が高くなると、前者の保険料拠出総額がより大きく、後者の年金受給額はより小さくなり、前者が後者を上回る傾向を持つ。そのため、給付／拠出の比率は低下する。

それでは、割引率として一人当たり賃金上昇率と年金利回りのどちらを選ぶべきなのだろうか。その選択は年金制度によると考えるべきだろう。つまり積立方式の下では積立金を市場で運用するのが原則であるから、割引率として資本市場での運用利回りを選ぶことが自然である。これに対して、賦課方式では年金受給者の生活水準が現役世代のそれと大きく開かないように意図しているわけであるから、一人当たり賃金上昇率を割引率として使うのが自然であろう。もちろん賦課方式の下でも年々の年金財政を均衡させることが難しい時、既述のように積立金を必要とするが、それは不均衡へ備えたバッファであり、積立方式下の積立金とは性格が異なっている。

賦課方式の年金制度の下で、割引率として何を採用すべきか問題にする場合、より重要なのは、一人当たり賃金上昇率が賃金総額の成長率（ほぼGDP成長率に等しい）かのどちらを選ぶべきかという選択である。賦課方式の下では、保険料の総額は保険料を負担する世代の賃金総額（賃金所得）に比例する。したがって、賃金所得成長率と一人当たり賃金上昇率に大きな差がなければ、年々の年金収支のバランスが大きく崩れることにはならない。ところが、人口減少

⁷ 高山（2004），pp.50 - 54 .

が急激に進み現役世代の人口が減るような場合には、現役世代の賃金総額の成長率は一人当たり賃金上昇率を下回り、割引率を一人当たり賃金上昇率にしていると、年々の年金収支が赤字となる。なお、こうした人口変動などのリスクに備えるため、賦課方式の下で数理的公正を実現する新しい制度として注目されているNDC（Notional Defined Contribution：みなし拠出建て賦課方式）を導入したスウェーデンでは、「自動財政均衡メカニズム」を設け、収支の均衡化を図ろうとしている（なお、NDCについては後述）。日本の2004年度の制度改革で導入した前述の「マクロ経済スライド制」も、年金給付を一人当たりの賃金上昇率ではなく、賃金総額やGDPの成長率にスライドさせ、現役世代の人口減少の下でも、年金財政を年々均衡させようとする方法の一つだといっ

てよい。

日本は、既述のように現行年金制度の賦課方式の下で約5年間の年金支払額に相当する積立金を有する。その運用利回りは、一人当たり賃金上昇率よりも1%強上回る水準を確保できることを目標にし、さまざまな投資の運用リターンとリスクを計算し、それに基づいてポートフォリオ選択を行っている。運用利回りが一人当たり賃金上昇率を上回るように設定されることは賦課方式を維持する上で重要ではあるが、それはバッファとしての積立金という基本的性格を変えるものではない。したがって、賦課方式下の給付/拠出の比率の計算にこの運用利回りを用いなければならないという理論的根拠は存在しない。

いずれにせよ、割引率に何をを用いるかは、年金の制度設計と密接不可分であり、十分な考慮が必要である。

2. 世代内格差の存在

もう一つ重要な問題は、モデル世帯では上述のように数理的公正が確保されているとしても、モデル世帯以外では確保されていない可能性が高いということである。

厚生労働省は、2004年度の公的年金制度改革の前提である平成16年財政再計算に基づく試算において、給付/拠出の比率の世代別試算を夫と専業主婦の妻というモデル世帯以外については明らかにしていない。このため政府の公式の見解は明らかではない。

2004年度改革を前提とした（社）日本経済研究センター金融研究班（2004）⁸のシミュレーションによると、給付/拠出の比率は、現在年齢20歳の世代に

⁸（社）日本経済研究センター金融研究班（2004），pp.32 - 36．試算の前提は、厚生労働省の平成16年財政再計算のものをほぼ踏襲している。

関して、モデル世帯では 1.12 で、厚生労働省の計算とほぼ同じ値になり数理的公正が確保されている。また、女性単身世帯も 1.09 と 1 以上である。これに対し、男性単身世帯については 0.92、同年齢共働き世帯については 0.86 と 1 が確保されないとしている。

これは、同じ世代内において、世帯構成によって格差が生じ、数理的公正が確保されないグループが発生することを示している。モデル世帯として想定される夫と専業主婦の妻という世帯は全世帯の 3 割弱を占めているにとどまり⁹、今後共働き世帯などが増えていくことを予想すると、同一世代内の世帯構成に伴う格差を念頭においた日本の年金制度の改革（これは別稿に譲る）も重要な課題の一つである。

「数理的公正」確保の必要性

それでは、そもそもなぜ数理的公正が確保されないと問題になるのでしょうか。一つは、例えば、高山（2004）¹⁰のいうように、「給付の方が負担より少ないということになれば、すすんで年金保険料を負担する気にはなれない。若者を中心に年金不信が広がっている理由は、この点にある。」という議論である。しかし、モデル世帯や女性単身世帯でみると、若い世代についても給付と負担は十分に釣り合っている。

経済学的により重要なことは、割引現在価値でみて保険料負担と年金給付が等しいと、年々の保険料支払いは自分の貯蓄の積み立てに近いものとして認識され、労働供給など資源配分の効率性に悪影響を与えないのに対して、保険料負担がそれに見合った年金給付として還元されてこないと、税として認識され tax wedge として働いて、労働を含め資源配分上さまざまな悪影響が生じる可能性があることである。

年金を賦課方式から積立方式に転換すべきだという議論は、積立方式では個人の積み立てた保険料が個人に年金として給付されるという基本的仕組みによって数理的公正が確保され、資源配分の効率性の観点から望ましいという考えである。したがって、こうした議論の支持者は積立方式の導入を主張すること

⁹ ここでの数字は、平成 14 年の就業構造基本調査で妻が無業の世帯数を全所帯数で割った値、28.8%を指している。仮に世帯主が雇用者である所帯に占める夫が雇用者であり妻が無業の世帯の割合を求めると、29.8%になる。しかし、モデル所帯の妻は 60 歳まで 40 年間専業主婦ということであるため、専業主婦の妻のうちでもごく一部を占めるにすぎない。ちなみに 40 歳から 59 歳の妻が 20 年以上継続して無業である世帯は、40 歳から 59 歳の無業の妻のいる世帯の 13.6%を占めるにすぎない。

¹⁰ 高山（2004）, pp.47-50.

になる（例えば八田（1998）参照）。しかし、賦課方式から積立方式（強制加入）に移行するためのコストは非常に大きなものとなり、それがこうした議論や移行上のネックでもあった。例えば、いわゆる「二重の負担」の問題である。積立方式に移行する時に若い世代に属している人は、二重の支払いを必要とする。一つは、新しい積立方式の下で、自分が将来年金を受け取るためにこれから保険料を拠出し積み立てていく負担である。二つには、既に現行の賦課方式の下で政府が高齢者に約束している年金給付を保険料の拠出で賄うという負担は続くことである。

換言すると、新しく積立方式に移るためには、現行の賦課方式を閉じなくてはならなくなるが、閉じられる時期に年金受給資格を持つ世代に対し、その給付を拠出で負担してくれる仕組みは突如として消滅する。賦課方式の下でフローの年金収支が均衡していればいつまでも持ち越すことのできた年金純債務を何らかの形で一旦清算しないと、積立方式には移行できないのである。年金純債務は賦課方式を廃止する時に顕在化するるのである¹¹。

こうした移行費用をかけずに、数理的公正を可能な限り確保する手段として、近年注目され、1999年にスウェーデンなどで導入されているのが、先述したNDC（Notional Defined Contribution：みなし拠出建て賦課方式）という方式である。これは賦課方式を維持しつつ、個人勘定を設け、個人の現役時代の保険料負担に見合った年金を給付するというものである。「みなし拠出建て」というのは、一つには、あくまで賦課方式であるため実際に積立金があるわけではないことを意味している。しかし、各個人はあたかも積立をしたかのように、すなわち現役時代に自ら払い込んだ保険料が毎年積み上がり一定の収益率で運用されたとした場合に想定される金額の合計を引退後平均寿命までの期間で割った金額を年々の年金として受け取るという仕組みである。この場合、収益率（割引率）は積立方式の場合のような市場運用利回りではなく、賦課方式の下で高齢世代の年金給付の財源となる現役世代の保険料の合計の成長率、すなわち賃金の成長率などを採用する。このためNDCのNは Non-market-based の割引率を指しているという、もう一つの特徴がある。なお、割引率は、スウェーデンの場合は、一人当たり賃金上昇率であり、ポーランドの場合は一人当たりGDPの成長率である。

¹¹ 八田達夫（1998），pp.41-43.では、賦課方式から積立方式に移行する場合、年金純債務は必ずしも解消する必要はなく、国債と同様に対GNP比率を一定に保てばよく、そのために利子率とGNP成長率の差と年金純債務の積の分だけ国庫からの補填が必要になるとしている。

おわりに

今後の我が国の年金制度の在り方を考える場合、次の二点が基本にならなければならない。第一は、毎年のフローの年金財政を均衡させることである。これによって年金制度の持続可能性への信頼が確保される。このためには、今後大きく上昇する年金扶養比率の下で現役世代の保険料負担を一定限度にとどめ、それに見合った形で引退世代の年金給付の適正な削減を図るとともに、賦課方式の下でも一定の積立金を残しておくことが必要である。第二は、「数理的公正」の確保である。なぜかという、保険料負担と年金給付が等しいと保険料は自分個人の貯蓄に近いものとして認識され、労働供給など資源配分の効率性に悪影響を与えない可能性が高いからである。これに対して、保険料負担がそれに釣り合った年金給付として還元されない場合には、保険料負担が税として各個人に認識され、tax wedge が生じて、資源配分の効率性の低下などさまざまな悪影響が生じる可能性がある。したがって、「国民負担率」の概念についても、国民負担を税と保険料負担の合計値としてとらえることは、賦課方式の下でも数理的公正が保たれる年金制度改革を行うと、必ずしも正しくなくなってくる。

(参考文献)

八田達夫(1998),「厚生年金の積立方式への移行」,『社会保険改革』
第1章,日本経済新聞社.

(社)日本経済研究センター金融研究班(2004),「公的年金改革の検証」,
『年金改革と銀行・生保経営』,日本金融研究11.

高山憲之(2004),『信頼と安心の年金改革』,東洋経済新報社.